平成２５年（フ）第１５８号
滋賀県彦根市後三条町631番地６　１Ｃ号、前住所滋賀県彦根市池州町15番26号
債務者　野村　久則
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田富美夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１０４号
群馬県太田市大舘町510番地、前住所群馬県太田市安養寺町56番地６
債務者　橋本　　功
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　弓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第８号
群馬県太田市大舘町510番地、前住所群馬県太田市安養寺町56番地６
債務者　橋本　村子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　弓子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１１５号
札幌市厚別区厚別西２条１丁目５番18号　スクーデリア518―201号
債務者　美勢　征子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０号
秋田市広面字釣瓶町150番地３　コーポニュースカイＡ22号
債務者　小野　　慶
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　広久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１号
山形県新庄市大町８番13号、前住所山形市錦町５番３号　佐藤アパート202号
債務者　髙橋　美紀
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　一馬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１０９３号
広島市安佐北区安佐町大字久地385番地の２
債務者　カーライフブルバードこと　山本　耕壮
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長場　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４号
大分市都町３丁目７番27―1005号　アスティオン堀川
債務者　北田　雅清
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生野　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３９６号
高知市一宮東町４丁目13番39号、住民票上の住所高知市大津乙414番地10
債務者　坂本　　啓
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前９時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目２番９号
債務者　早川　芳隆
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３１号
函館市的場町５番８号
債務者　守嶋　　勉
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３６号
函館市日乃出町22番28―205号
債務者　種澤　正和
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１３３号
岐阜県大垣市林町７丁目265番地５
債務者　伊藤　英明
1　決定年月日時　平成26年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３２０号
奈良県北葛城郡広陵町大字的場30番地９
債務者　新谷　喜生
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
埼玉県川口市芝塚原１丁目１番５号、旧住所埼玉県川口市芝西２丁目14番31号　原マンション403
債務者　矢野惠美子
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４７号
名古屋市南区白雲町５番地の１
債務者　川上　真紀
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５０４号
埼玉県川口市安行出羽３丁目３番３号　プラセール101号
債務者　山田　貞明
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係